

告 示

埼玉県告示第百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東耕地、字東、字高井及び字西の各一部、泉一丁目の一部、鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市上日出谷南三丁目四番地二

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二」から「埼玉県桶川市上日出谷南三丁目四番地二」へと変更する。

七 変更認可の年月日

令和四年三月四日